

水道に関するお知らせ

★水道検針にご協力ください

9月の検針として、検針員が訪問しますので、効率的に検針できるように、次の点についてご協力をお願いします。

また、検針員の熱中症予防のため、午前7時頃から作業を行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼メーターボックスの上に物を置かない。

▼犬は出入口やメーターボックスから離してつなぐ。

水道料金のお支払い

▼基本料金

使用水量にかかわらずの料金

▼水量料金

使用水量に応じた料金

▼納期限

▽現金払い 奇数月の月末

▽口座振替 奇数月の25日

水道料金の口座振替制度

金融機関で口座振替の申込みをすると、ご指定の預金口座から自動的に水道料金が支払われます。各取扱金融機関へ、金融機関届出印鑑と通帳を持参してお申込みください。

【取扱金融機関】

東邦銀行、福島さくら農協、大東銀行、福島銀行、郡山信用金庫、東北労働金庫の本店・各支店および郵便局

★水道メーターの交換をします

計量法により、設置から8年を経過した量水器（水道メーター）は新品と交換することに

なっています。

今年度交換に該当するお宅に、次の公認業者がうかがい交換作業を行いますので、ご協力をお願いします。

止水栓が無い場合など、設置の状況によりメーターの交換ができなかったお宅には、後日、担当よりご連絡させていただきます。

▼施工公認業者

（有）橋本設備・本田設備工業（株）・（有）柳沼設備・吉村管工所・神設備・（株）三立設備

▼交換手数料 無料

※交換業者が料金を請求することはありません。

問 企業局 水道・宅造グループ

☎ 0247-62-2500

9月1日～10日は

「屋外広告物適正化旬間」です

町では、まちの美観や自然環境を守るため、屋外広告物を表示できる場所や、大きさなどを定めています。

屋外広告物の設置には許可が必要になります。

また、県内で屋外広告業を営むためには、事前に知事の登録を受ける必要があります。

屋外広告物の表示のルールを守り、美しいまちづくりを進めましょう。

問 建設課 都市グループ

☎ 0247-62-2113

「三春跨線橋補修工事」に伴う交通規制を実施します

進捗率
10%

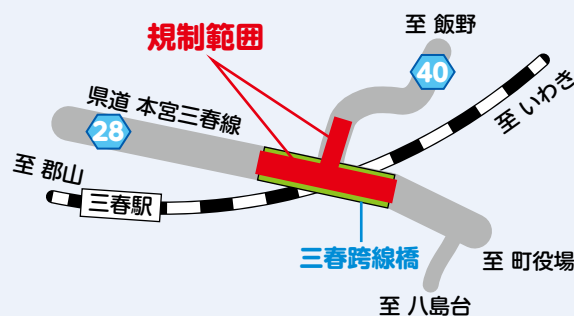


8月から10月にかけて、車道と歩道の傷んだ舗装を修復しています。

通行される皆さんにはご不便をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- ▶規制内容 片側交互通行規制
- ▶規制期間 10月30日（金）まで
- ▶作業時間 午前8時30分～午後5時
- ▶規制場所 三春跨線橋（誘導員による規制）
※夜間・休日は、工事用信号機による規制を行います。

- ▶発注者 福島県三春土木事務所 ☎ 0247-62-3152
- ▶施行者 有限会社信和創建 ☎ 0247-62-8151



片側交互通行イメージ図



広告欄